

社会福祉法人清泉福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清泉福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬は、法人と委任関係にある役員および評議員等の職務の執行の対価として支払われるものとする。

(理事会および評議員会への出席報酬等)

- 第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支給する。
- 2 理事長および評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支給する。
 - 3 交通費は、実費を支給する。

(役員および評議員の業務報酬)

- 第4条 役員および評議員が、法人および事務所（法人が設置運営する事務所をいう。）の運営業務に従事したときは、別表2により報酬を支給する。
- 2 交通費は、実費を支給する。

(報酬等の支払い)

- 第5条 報酬等は通貨をもって現金にて支給する。
- 2 第3条及び第4条に定める報酬については、支払事実が発生したのち遅滞なく支給する。

(出張旅費)

- 第4条 定款第8条第2項および第21条第2項の役員の費用弁償のうち、旅費の支給については、当松阪清泉愛育園の旅費支給規程の別表に定める園長に支給する旅費と同等の額とし、鉄道、電車、バス、船舶等の乗車船に要する運賃及び宿泊料は実費を支給する。
- 2 日当は、県外については1、500円、県内については750円とする。
 - 3 旅費等は、役員または評議員から請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附則

この規程は、平成29年6月11日から施行する。

附則

この規程は、令和元年6月22日から施行する。

附則

この規程は、令和4年2月6日から施行する。

別表 1

| | 報酬（半日） | 報酬（日額） |
|----------------|--------|---------|
| 理事長；理事会・評議員会出席 | 5、000円 | 10、000円 |
| 理事会出席 | 5、000円 | 10、000円 |
| 評議員会出席 | 5、000円 | 10、000円 |

別表 2

| | 報酬（半日） | 報酬（日額） |
|----------------|--------|---------|
| 理事長業務報酬等 | 5、000円 | 10、000円 |
| 評議員・理事・監事業務報酬等 | 5、000円 | 10、000円 |